

## 神道は祭天の古俗

久米邦武

日本は敬神崇仏の国なり。国史は其中より発達したるに。是迄の歴史家は其沿革を稽かんがつることを忽ゆるがせにしたる故に。事の淵底に究め至らぬを免れず。因よて爰こゝに其概略を論ずべし。

敬神は日本固有の風俗なり。中比に仏教を外国より伝えてより。合せて政道の基本となりたり。其は聖徳太子の憲法に始まり。大化の令に定まる。其大旨は。格の孝謙帝神護一詔に。年七月。「攘レ災招レ福必憑二幽冥一。敬レ神尊レ仏清淨為レ

先。云云」とあるにて見るべし。又桓武帝の詔に。延暦二十五年正月。「攘レ災殖レ福レ仏教尤勝。誘レ善利無レ如二斯道一」とあるにて。

神仏の別を見るべし。蓋た神道は宗教に非ず。故に誘善利生の旨なし。只天を祭り。攘災招福の祓を為すまでなれば。仏教と並行われて。少しも相戻らず。故に敬神崇仏を王政の基本となして今日に至り。其習俗は。臣民に結び着て。堅固なる国体となれり。然れども神の事には迷溺たる謬説の多きものなれば。神道レ仏教レ儒学レに偏信の意念を去りて。公正に考ふるは。史学の責任なるべし。因よて爰こゝに現在の国民敬神の結習により。遡りて東洋祭天の古俗を尋究し。朝廷の大典たる新嘗祭・神嘗祭・大嘗会の起り。伊勢内外宮及び賢所かじやうじゆはみな祭天の宮にして。諸神社に鏡玉剣を神体に象かたどる由来。神道には地祇人鬼を崇拜する習俗なく。死穢・諸穢を忌避て潔癖を生じ。祓除を科する法より紐風を生じ。利害こも交ありて。人智の発達するに従い。儒学・仏教・陰陽道等を伝えて。其欠乏を補完矯正するの必要に論及し。千余百年来敬神崇仏の国となりて。今に至るまで。敬神の道は崇仏と並行われて。隆替なきことの考えを述んとす。

## 国民敬神の結習

外面より見れば。日本は崇仏国と化したる様なれども。さにあらざることは。今にも都鄙人民の結習を察すべし。例えば東京の貴賤は。某区に山王祭をなし。某区に神田祭をなし。某は天神。某は稻荷と。各々其氏神の祭をなし。是を毎年の大典となせり。其区は今の行政区に非ず。古農村にてありし時の村区に因るものなり。今は都会となりて田地なき故に。其祭の本旨を証するに足らず。田舎の村々皆氏神ありて祭礼をなすは。全国に通じたる風俗なり。其氏神の区域は今の村区と異なる所も多く。祭礼の習例も各土に少異あれど。皆新穀の登りたるを以て。濁酒を醸し。蒸飯を炊きて。神酒供饌となし。各其地の古俗によりて祭る。因て供日とも称す。濁酒蒸飯は古時の生活の状にて。祭礼は報本の意を表して神に福を禱るなり。是を衆民毎年天に事うる務となし。而して水旱風雨疾病等の節々に攘災の禱祭をなす。又其日々の勤むる所を見るべし。早旦に旅行すれば。野村も裏店も男女となく。朝起れば河流井水に浣嗽し畢て禱拜をなす。拍手の声の聞えぬ里はなし。是神代よりの景象なり。細に其禱拜の状を觀れば。合掌するもあり。南無の声聞ゆるもあり。或は上下四方を拜し。或は出日の方に向う。立もあり。跪もありて。崇仏にも似たり。或は回教拜日の民かとも誤らる。其は禱拜を教うるもの流々義々なりしによる。仏教の正式を教えられ此に却て真率の誠を表せり。実は皆天に禱りて福を求むる所にて。往古の袂襖祭天の遺俗なり。日本人の日本人たる真面目なり。されば国俗一般に清潔を喜びて。穢を嫌うこと甚だし。支那朝鮮の諸国とは大に習俗を異にす。泰西人も東洋潔癖の国と称せり。其潔癖は衛生より来りたるにはあらず。敬神より来りたれば。彼衛生の清潔とは異なる所あるを見る。兎も角も美風なり。支那朝鮮も厥始は袂除祭天の俗より發達したれど。早く時世の推遷につれて本を失い。因て国体も変化して。動搖不定の国域となりたれども。日本のみは建国の初に天神の裔を日嗣の君と仰ぎてより。固く古俗を失わずして。其下に国をなしたれば。今に天子は常日に高御座の礼拜を怠り給わず。新穀登れば神嘗・新嘗祭を行わせられ。毎年大祭日として。全国に之を祝い。御一代に一度の大嘗会を行わせらる。是神道の最重最古なる

典なり。雲上の至尊より。野村裏店の愚民まで。毎日毎年天に事え本に報うの勤めは一規にして。勤めずして存し。令せずして行われ。君臣上下一体となりて結合したるは国体の堅固なる所にて。思えば涙の出る程なり。衆人の口癖の如くに称する。万代一系の皇統を奉じ。万国に卓越したる国なりとは。かかる美俗の全国に感染し。靡らぬ故に非ずや。実に国史に於て緊要なる節々なりと謂べし。

### 東洋祭天の起り

万国の發達を概見するに。祭天は襁褓の世に於て。單純なる思想より起りたる事なるべし。蓋人類の始めは。柳宗元の所謂草木榛々鹿豕納々なる山野に群居をなし。天然の産物を仮りて生活を遂れば。其恩恵の有難くして。寒暑風雨の変化の怖しさに。必ず彼蒼々たる天には此世を主宰する方のましまして。我々に禍福を降し給うならんと信じたる。觀念の中より神という者を想像し出して崇拜をなし。攘災招福を禱り。年々無事に需用の物を收穫すれば。報本の祭をなすことを始たるなり。何国にても神というものを推究むれば天なり。天神なり。日本にてかみという語は。神・上・長・頭・髪に通用す。皆上に戴く者なり。其神を指定めて。日本にては天御中主あめのみなかぬしという。支那にては皇天上帝といひ。印度にて天堂といひ真如ともいひ。欧米にてゴッドという。皆同義なれども。祭天報本の風俗は各異なるのみ。此の如く神は上古人の想像より出たるものなれば。人智のやや發達して。風俗の厯雜なるに従い。其種類増多し。終には際限もなく。牛鬼蛇神蟲豸まで敬拜するに至る国もあれど。是は次第に枝葉を追いたるにて。推究むれば。天神より地祇を出し。神祇より人鬼を出し。終に物怪を信ずるに至りたるのみ。是も人智發達の初期に於て多少一度は免れざる事なるべし。印度の人智は早く發達し。六仏出でて三生因果の説を始め。二千五百年前に釈迦出て。其意を推闡して衆に説教したれば。信徒より天に代る世の教主と仰がれたり。釈迦とは能仁の義にて。徳充ち道備りて万物を濟度するの義と云。是宗教の起りなり。其後六百余年を経て。羅馬に耶蘇出て。亦天降の教主と仰が

る。思つに麦西モセズも耶蘇も。印度釈教の西に流伝して。別派の宗教をなしたるものなるべし。釈教の東に流伝したるも。耶蘇降生の前後よりの事なり。日本の神道は。元來其以前に早くあることにて。教主もなし。三生因果の教もなし。只祭天報本より起りて俗をなし。天神の子を国帝に奉じ。中臣忌部等の貴族之を佐け。太占迎神等の法を伝え。神慮を承けて事を裁制し。祭政一致の治をなしたるは。是国体の定まりて皇統の因て起る根源なり。其時まで。は單純なる祭天にて地祇というものもなし。書紀推古帝の時に。「新羅任那二国王遣使奉表之曰。天上有神。地有三天皇。除此二神。何亦有畏耶」とあるにて。我国体を知るべし。亦神道を知るべし。

釈迦も孔子も耶蘇も祭天の俗より生れ出たれば。我国体もとにもと戻ることなし。神道にももと戻ることなし。爰に東洋一般に行われたる上古祭天の俗を略述せん。東洋にて支那の人智は早く發達したり。易伝孔子の著に「庖犧氏仰觀象于天俯察法于地視鳥獸之文与地之宜始画八卦」と。是彼邦哲理の發りにて。今を距る少くも五千年前にあり。思つに其時日本も韓土もすでに人民は群居をなして。亦祭天の俗をなしたるならん。其後五六百年を経たる比は。彼は少昊氏の衰世となりて。祭天の俗紊乱したり。呂刑に「民興胥漸。泯々棼々。罔中于信。以覆詛盟。盟約を守らぬを云。虐威庶戮。慘酷の刑を方告無辜于上帝。上帝監民。罔有馨香。徳刑発閻惟腥。皇帝哀矜庶戮之不辜。報虐以威。乃命重黎。絶地天通。罔有降格。云云」とあり。是を国語に楚觀射父は解釈して。原文長ければ。漢書郊祀志に引たるを挙。「少昊氏之衰也。九黎乱徳。民神雜糅。不可方物。家為巫史。烝享無度。天以属天。命火正黎司地以属地。云云是謂絶地天通」といへり。是厥初は純粹に天を畏敬したる人民も。經驗に慣るるに従いて。漸神を慢る有様なり。是までは惟一の天神を崇拜したることを証せらる。然るにやがて重は天を郊し。黎は地を祀ると言做し。天神神祇を郊祀し。皇天后土とて。天を父とし地を母とすること始まり。二四百年を経て。虞書に「類于上帝。禋于六宗。望秩于山川。徧于群神」と見ゆ。それすて夫已に地を祀る。故に日月星辰風伯雨師も祭ることとなる。山川を祀る。故に丘陵墳衍も祀ることとなりて。多神崇拜の俗となりたり。されば又人鬼の崇拜も亦起れり。虞書に「歸格于芸祖」と。夏

書に「用レ命賞ニ于祖不レ用レ命戮ニ于社」誓とあり。祖とは帝宮の内に明堂を建て。国祖を天に配して祭る。故に祖と称す。実は祭天の堂なり。社は地祇なり。漢郊祀志に。「自共工氏霸九州。其子曰勾竜。能平水土。死為社祠。有烈山氏王天下。其子曰柱能殖百穀。死為稷祠。故郊祀社稷所從來矣。云云。湯伐桀。欲遷夏社。不可。作夏社。各乃遷烈山子柱。而以周棄代為稷祀」とあり。されば後人に社稷は人鬼を祭るか疑問起りしに。孝経援神契に「社者土地之主也。稷者五穀之長也」と見え。後漢の大儒鄭玄因て「古者官有大功。則配食其神。故勾竜配食於社。棄配於稷」と説きて。略一定の説となりたり。されば祖は祭天の堂にて。社は土地の主なれども。後頓て習例變りて。宗廟社稷といい。鬼神といふ語も起り。宗廟には国帝の祖先を祭り。禘縕とて重き祭典あり。是は人鬼なり。杜稷には春秋兩度の祭をなし。郡県にも社稷を置く。村々にも春秋の社祭をなす。猶我供日の如し。社日は即其日なり。唐詩に桑柘影斜秋社散。家々扶得醉人歸とあるにて。其風俗を想像すべし。されど彼は地祇なり。我農村の供日は天神なれば其主とする神異なり。此く日本支那の俗は相似たれども。実は相異なれば。神祇の事は殊に根元を澄し。紛れぬ様に考えんを要す。

### 新嘗祭神嘗祭大嘗祭

日本の上古は。彼禹貢の冀州に島夷皮服と。楊州に島夷卉服と見ゆ。冀州の島夷は韓人の皮を以て交通したるにて。楊州の島夷は倭人の麻殻の木棉を以て交通したるなり。此く四千年前より三土互に交通したれば。風俗も亦互に輸入したらん。然れども倭韓は尚神祇を分つことはなく。純に天を祭れり。又一千年を経て。周初に至りては黒竜江の山野に於て。最獷獐文言と称したる肅慎さえも。石罫繫矢を以て交通したる程なれば。倭韓の発達は。彼少昊氏衰世の如きを経過する時代ならん。天皇統の世数を人世の通率にて推算すれば。天祖の降跡は二千四五百年前と思わる。周の中葉なり。此時已に天兒屋命神産靈太玉命高産靈の二氏。中臣部・忌部を分掌し。中臣は太占・被

除の法を伝えて神に事え。忌部は齋物を調べて民を率づるは。彼重黎の天地を分掌したると能相似たり。其祭天の大典は新嘗祭なり。新嘗祭は天照大神を祭るに非ず。天を祭る古典なることは。紀の神代巻に。素戔鳴尊の「見天照大神新嘗時」。則陰放屎於新宮。又見天照大神方織神衣居中齋服殿。則剥天斑駒。穿殿薨而投納云云」と見ゆ。是大神産戸籠りの原因にて。天照大神の親ら新嘗祭新衣祭を行わせられたるにて明証となすべし。又触穢不浄を忌むの風俗も。みな此時代以前より早くあることなり。且新嘗祭は支那にもあり。爾雅天釈に。「春祭曰祠。夏祭曰祠。秋祭曰嘗。冬祭曰蒸。」王制も略同じ。周礼董仲舒は「祠者以正月始食葑也。緹者以四月食麦也。嘗者以七月嘗黍稷也。蒸者以十月進初稻也」と説き。郭璞は嘗を嘗新穀也と。蒸を進品物也と注す。然れば嘗蒸は同じく新穀を進むる祭にて。我神嘗新嘗兩祭に似たり。但し我九月に神嘗。十一月に新嘗と分つは。何代比より例なるや。天武紀の五年九月に。「神宮秦曰為新嘗卜国郡」と。十月に「発幣帛於相新嘗諸神祇」とあるは。神嘗例幣のことにて。「十一月乙丑。以新嘗事不告朔」とある。是を史に見えたる始めとす。新嘗祭は東洋の古俗にて。韓土も皆然り。後漢書魏志もに。高句麗は「以十月祭天。國中大会。名曰東盟」とあり。東盟は東明にて。豊明節会のことならん。璠も「常用十月祭天。飲酒歌舞。名之為舞王」とあり。馬韓は「常以五月田竟魏志は下種祭鬼神。昼夜群聚歌舞。輒數十人相隨。踏地為節。十月農功畢亦如之」とあれば。夏冬兩度の大祭をなし。皆節会を行うなり。夫余は「以臘月祭天。大会連日。飲食歌舞。名曰迎鼓」とありて。此国のみ十二月なれど。其趣は同じ。我国の嘗祭も固り兩度行わるるに非ず。式に九月の神嘗は伊勢神宮の條に記し。十月の新嘗は四時祭の條に記す。神祇令の義解に。「神嘗祭謂神衣祭日便即祭之」とありて。伊勢神宮に於て拳行せらる。因て天皇神祇官に行幸ありて。奉幣使を發せらるるまでなり。前の天武記の文を見よ江家次第に。「天皇宣常毛奉留長月乃新嘗乃御幣曾。汝中臣能申天奉礼。中臣微音称唯退」とあり。是を例幣と称す。十一月の新嘗こそ。令に下卯大嘗祭とありて。天皇神祇官正式は中和院に於て親祭ある。職員命義解に「謂下嘗新穀以祭中神祇也。朝者諸神之相嘗祭。夕

者供「新穀於至尊也」とあり。祭畢て。豊明節会を行わる。格の宇多天皇の詔に。寛平五年三月「二月祈年。六月十二月次。十一月新嘗等国家之大事也。欲下歳災不起。時令順度。預此祭神。京畿九国大小通計五百五十八社」とある等にて。其大要を知るべし。古は新嘗祭を大嘗ともいいたれど。令に「凡天皇即位。惣祭天神地祇。」又「凡大嘗者。每世一年。国司行事」とある。天子一代一度の大祭に混全するを以て。毎年の嘗を新嘗といふことになりぬ。大嘗会は神祇官に悠紀主基兩神殿を新造せられ。天子天之羽衣をめて親祭ある。其は二條良基公の文和大嘗会記あり。仮名文にて解し易ければ。就て其概略を見るべし。今上は明治四年十一月に挙行せられたり。是は世に記憶したる人も多かるべし。余は岩倉全權大使に随い米国へ航する船中に在りしに。其日は米国公使「デロンク」氏天皇陛下一代一度の大祭日とて。祝辞を演じ。祝杯を拳たり。此の如く新嘗・即大嘗祭は太神宮も親祭し給える。古典にて。皇統と共に継続し。神道に於て最重の祭なること。臣民はみな知らざるべからず。

### 太神宮も天を祭る

伊勢太神宮には。三神器の鏡劔を後に劍は尾張熟齋奉ることは。普く世の知る所なるべし。此鏡は。古事記に太神宮の詔を記して。「專為我御魂而如拜吾前伊都岐奉」とあれば。大神を祠ると思つても無理ならねど。是も実は。天を祭るなり。我御魂の字に注意すべし。此に適例あり。大三輪社は。書紀一書に「大己貴神曰唯然。迺知汝是吾之幸魂奇魂。今欲何処住耶。对曰。吾欲住於日本国之三諸山。故即嘗宮彼処。使就而居。此大三輪之神也」と見えて。大己貴神の自ら幸魂奇魂を祠たる所なり。魂とは天の靈顯をいう。さなくては己が己の魂を崇拜するの理あらんや。大神の我御魂と詔給えるも正にこれに同じ。又垂仁紀に「故隨大神教。立其祠於伊勢国。因興齋宮於五十鈴川上。是謂磯宮。乃天照大神始自天降之処也」とあるを熟看すべし。始自天降之処とは。天孫瓊杵尊西降の時。猿田彦大神の「吾則応到伊勢之狭長田五十鈴川」紀一といいたるに考合すれば。其時天照大神は

高天原<sup>大</sup>より伊勢に遷都ありて。東国を經營し給<sup>たま</sup>えるところを。磯宮は其宮址なり。大神の在す時。必ず新嘗殿。齋服。殿を造りて天を祭り。其大殿にて政事を裁せらるること。崇神以前世の式の如くにてあるべし。外宮は其離宮なり。古事記伝に。外宮は師の祝詞考に。万葉集なる登都美夜<sup>とつみや</sup>の例を引て。其は常の大宮の外に建置れて行幸ある宮を云なれば。即天皇の宮にして。別に主あることなし。然れば此伊勢の外宮も。五十鈴宮の外宮にして。天照大神の宮なりと云たるは。昔より比なき考にして。信に然ることなり。然れば元來有し天照大神の外宮に。豊受大神をば鎮祭たるなりとあるは。本居氏諸説の中に。最価値ある金言なり。故に外宮<sup>げくう</sup>は豊受姫を祠るに非<sup>あら</sup>ず。磯宮の外宮なり。又磯宮は天照大神を祠るに非<sup>あら</sup>ず。其大宮の跡に神鏡を齋奉りたるなり。大三輪社は今に宝殿を造らず。只拝殿のみなりと。是は三諸山を幸魂奇魂の鎮まる所として崇拜し。別に神体を齋<sup>い</sup>かざればなるべし。伊勢三輪両神宮の起りは此の如し。皆天を祭るなり。然れども伊勢は天照大神の御魂にて。三輪は大国魂の御魂といえは。直に其人を祭るが如く聞ゆ。因て<sup>より</sup>早き時代より伊勢を天神。三輪を地祇と別つこととなり。又之を推究<sup>おしきわ</sup>むれば人鬼崇拜の堂の如くにも聞ゆ。因て後世に伊勢を大廟などと誤称するものもあり。其は次に弁明すべし。天照大神の徳を日に比べて天照と申し。大日雲貴<sup>おおひるめむち</sup>と申奉る。五瀬命は我日神子孫而向日征<sup>ひ</sup>虜。此逆<sup>ニ</sup>天道也と云給<sup>たま</sup>えり。聖武帝の東大寺に大仏を鑄造し給<sup>たま</sup>えるは。毘盧遮那<sup>ヒロシヤナ</sup>仏は即大日如来なれば。大神を其権化と信じ給<sup>たま</sup>える故なり。天に在て最も人に功用の顯著なるは日輪に過るものなし。因て大神の徳を賛称したるにて。大神は日輪のことには非<sup>あら</sup>ず。又日を天と思いたるにも非<sup>あら</sup>ず。大神は天の代表者と信じ。日に比べたるなり。太神宮は其詔に我前に拜むが如くせよとの旨に従いて。某御魂を拜む所なり。漢土の宗廟に国祖を天に配享するとは異なり。

### 賢所及び三種神器



賢所には伊勢神体宝鏡の写しを齋まつる。又内侍所というも是なり。往古は三神器を大殿に奉じ。天皇は同牀にましまして政事をなし給いしに。崇神帝の時に。鏡劍の写しを造り。真器をば大和の笠縫邑に祠りたるを。伊勢神宮の起りとす。其時より写しの鏡劍を大殿におかれたり。是賢所の起りなり。古語拾遺神武帝に「從<sub>二</sub>皇天<sub>一</sub>祖之詔<sub>一</sub>建<sub>二</sub>樹神籬<sub>一</sub>所謂高皇產靈・神皇產靈云云」とあるは別なり。其は八神殿と稱し。後に神祇官に建られ。南北朝の比までも存せり。世にはかかる故事なども知らぬ人ありて。近年春秋二季に皇靈祭を行わるるにより。賢所は歴代の皇靈を祭る所にて。俗の位牌所の様なるものと誤りて拝する人もあるよし。因て此に略弁しおくなり。皇宮中に祭天の祠堂を建るは。高麗の古代にも相似たることあり。魏志に「高句麗好治宮室。於<sub>二</sub>所<sub>一</sub>居之左右」。立<sub>二</sub>大屋<sub>一</sub>祭<sub>二</sub>鬼神<sub>一</sub>と見ゆ。前にいう如く。唐虞の文祖は後世に宗廟と変じ。人鬼崇拜の靈屋となりたり。高麗も革命数回のすえ。古式は廃れ。只我邦のみ一系の皇統を奉じて。古式を繼續するは。誠に目出たき国と謂べし。

天照大神の鏡劍玉を天孫瓊々杵尊とに授け給いてより。三種神器と稱し。天皇の御璽となして伝受せらる。其鏡は八咫鏡。玉は八尺勾礫の御統にて。並に天石窟の前に。賢木に掛て飾りたる物なり。劍は素戔鳴尊の出雲簸川上に於て。八岐大蛇を征服して献じたる天叢雲劍にて。後に草薙劍と稱す。尾張熱田神宮なるは。世に隠れなけれども。此三器はもと何用になる物なるや。是まで説く者なし。按ずるに是は祭天の神座を飾る物なるべし。書紀景行帝の條に。豊国今の豊前の神夏磯城は。「拔<sub>二</sub>磯津山賢木<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>上枝<sub>一</sub>挂<sub>二</sub>八握劍<sub>一</sub>。中枝挂<sub>二</sub>八咫鏡<sub>一</sub>。下枝挂<sub>二</sub>八尺瓊<sub>一</sub>。亦素幡樹<sub>二</sub>于船舳<sub>一</sub>参向」と見え。仲哀帝の條に。筑紫岡県主の迎えたる船には。「上枝挂<sub>二</sub>白銅鏡<sub>一</sub>。中枝挂<sub>二</sub>十握劍<sub>一</sub>。下枝挂<sub>二</sub>八尺瓊<sub>一</sub>とあり。伊都県主も「拔<sub>二</sub>取百枝賢木<sub>一</sub>。立于船之舳<sub>一</sub>上枝挂<sub>二</sub>八尺瓊<sub>一</sub>。中枝挂<sub>二</sub>白銅鏡<sub>一</sub>。下枝挂<sub>二</sub>十握劍<sub>一</sub>参迎。略<sub>中</sub>天皇如<sub>二</sub>八尺瓊之勾<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>曲妙<sub>一</sub>御<sub>レ</sub>宇。且如<sub>二</sub>白銅鏡<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>分明<sub>一</sub>看<sub>二</sub>行山川海<sub>一</sub>。乃提<sub>二</sub>是十握劍<sub>一</sub>平<sub>二</sub>天下<sub>一</sub>矣」とあり。神皇正統記に。三神器を智仁勇に喩えたるは此言に本づく。故に三器は天神の靈徳に象りたるもので。普通には鏡を神体に用う。日本武尊の日高見国へ打入りの船には。「大鏡懸<sub>二</sub>於王船<sub>一</sub>」と鏡のみなり。今も神

殿に鏡を安んずるは此縁なり。又玉をも神体となす。筑前風土記に「宗像大神自天降。居崎門山之時。以青甬玉置奥津宮之表。以八尺紫甬玉置中宮之表。以八咫鏡置邊宮之表。以此三表成神体之形。納置三宮」とあるにて知べし。宗像社は、三女命の玉剣を納れて。天劍は戦時の式にて。所謂る荒魂を表す。故に天石窟前の賢木は劍を挂けず。後世も劍を神体に用うることは普通には之なし。彼是を考へ合すれば三器を以て神座を飾るは。天安河の会議に創まりたるに非ず。遙の以前より祭天の古俗なるべし。韓土にも似たる風俗あり。魏志に「馬韓信鬼神。国邑各立一人。主祭天神。名之天君。又諸国各有別邑。名之為蘇塗。立大木懸鈴鼓。事鬼神。諸亡逃至其中。皆不還之。其立蘇塗之義。有似浮屠」とあり。我は鏡玉を懸け。彼は鈴鼓を懸く。其物は異なれども大方は同じ。国邑に天神の社あり。皆これを以て神座とし。社の境内地を定め。其境内にては人を殺し人を捕つるを得ぬ法なり。我邦社寺の境内は。幕府の時までも守護入部を禁ず。是も其起りの古きことを知べし。

### 神道に地祇なし

神道に地祇なしとは頗る世聴を驚かすならん。然れども余は神道に地祇なしと信ずるなり。支那の地祇という字は。后土を祀り。社稷を祠り。山川を祭ることなどを云。我古代にはかかる例なし。但し諾冉二尊大八洲国及山川草木を生とは。書紀の正文に記して。山神は大山津見神。海神は大綿津見神。又少土神は埴安。野神は野椎。木神は久々能智などと。紀の一書及古事記に載たり。是は山・川・野等を主るものにして。大山津見の子孫は吾田国今の薩君なり。海神は。記に「阿曇連等者其綿津見神之子。宇都志日金拆命之子孫也」と見えたり。又姓氏録にも見ゆ。伊豆・伊予の三島社。及隠岐に大山祇神を祠るは。吾田君の兼領地にて。筑前志賀島の海神社は。海神国なるべく。対馬・吉岐・隠岐・但馬・播磨等の海神社は。其兼領地なるべきことは。已に第十四号十五号に弁じたり。夫れ天照大神月読命は日月を祭るに非ず。津守氏の住江津に祠る住吉社は津神を祭るに非ず。山神社海神社も亦然

るなり。又後世の地神祭。或は北辰祭は。皆陰陽道に出つ。是を以て日本に日月星辰を祭り。山海河津を祀ると思ふものは。全く歴史を解せざる者の妄説にて。弁ずるに足らず。爰に弁せざるを得ざること。神武帝以来の歴史に。明かに天神地祇を記し。後に神祇官を置き。神祇令を制し。続紀の元明帝聖武帝の宣命文にも。天坐神地坐祇とあり。地祇とは如何なる神をいうにやと考つれば。神祇令を見るに。「凡天神地祇者。神祇官皆依<sub>二</sub>常典祭<sub>レ</sub>之」とありて。義解に「謂。天神者。伊勢・山城鴨・住吉・出雲国造齋神等類是也。地祇者。大神・大倭葛木鴨・出雲大汝神等類是也」といへり。出雲国造齋神とは出雲の熊野社にて。出雲大汝神とは杵築の大社なり。熊野社は素戔嗚尊を祭る。因て天神とし。大社は天孫命を祀る。因て地祇としたるにや。其別甚明白ならねども。支那の皇天后土とは異なること明かなり。大神はおほみわと訓ず。大三輪社の事は前條に挙たるが如く。大汝命の幸魂奇魂を祠りたる社なれば。亦天神とこそいふべけれ。大倭葛木鴨は。紀に「大己貴神之子。即甘茂君」とありて。記に「大國主神娶<sub>二</sub>坐胸形奥津宮<sub>一</sub>神多紀理毘売命上生子阿遲鉦高日子根神。云云。今謂<sub>二</sub>迦毛大神<sub>一</sub>者也」とあり。姓氏録に。「大國主神之後。大田田禰古命之孫。大賀茂都美命奉<sub>レ</sub>齋賀茂坤社」とあれば。景行成務の朝に建たる社にて。大三輪社と同体の神社と思わるれば。地祇は只大國主命のみを云が如し。姓氏録の神別に。天神天孫地祇を分ちて。地祇には大國主・胸形三神・海神・天神穗分・椎根津彦・井光・石押別等の後を彙集したり。海神は住吉神と共に諾尊被除の時に現生し。筑前那珂郡並に其社あり。宗像社は天照大神の御女なるに。住吉と素戔嗚とは天神に列し。海神と宗形とは地祇に列す。何とも其理の聞えぬことなり。

地祇の起りを繹めるに。紀に神武帝宇陀より磯城磐余へ打入の前。「天神訓<sub>レ</sub>之曰。宜取<sub>二</sub>天香山社中土<sub>一</sub>。以造<sub>二</sub>天平瓮八十枚<sub>一</sub>。并造<sub>二</sub>嚴瓮<sub>一</sub>。而敬祭<sub>中</sub>天神地祇」とあるを始見とす。其時弟猾の奏には。「今當下取<sub>二</sub>天香山墳<sub>一</sub>。以造<sub>二</sub>天平瓮<sub>一</sub>。而祭<sub>中</sub>天社国社之神」とに作れば。天神地祇は天社国社と互文にて同じきを知る。時に椎根津彦・井光・石押別皆軍に従いたれば。所謂地祇は只大三輪社あるのみ。皇師に抗したる登美彦即長髓彦大三輪の一族なれば。此地祇

は大ニ輪社をさすには非ざるべし。且大己貴命の大ニ輪社を建たるは。瓊々杵尊の西降し天照大神伊勢降臨の後なるべし。然れば日向の宮に於て大国魂神を地祇として祀らるる故もなし。崇神紀に「先是天照大神・倭大国魂二神並祭於天皇大殿之内」とは。必ず神武帝の大倭を平定して。大ニ輪君より五十鈴姫を皇后に納給う後のことなるべく。其以前の国社は大己貴に非ざること明々白々なり。天社国社とは。天朝より齋かれたる社を天社とし。国々にて齋きたるを国社とするなるべし。今の官幣社国幣社の如し。祭紳に因て別つに非ず。故に筑紫の宗像社は国社にて。出雲熊野社を天社とし。墨江の住吉社は天社にて。筑紫の海神社を国社とするも妨げなし。みな天に在す神を祭るなり。地に顯れたる神に非ず。又人鬼を崇拜する社にも非ず。此義は早き時代より誤りたるにや。天社国社を神祇と訳したり。古事記は漢訳の誤なしと称すれども。紀は「崇神帝七年定天社国社。及神地神戸」とあるを。記は「定奉天神地祇之社」と書たり。今も其時代に定めたれば。已に神祇の別を誤れり。まして姓氏録は猶百年も後の書なれば。前に論ずる如く混雜なる分別をなすに至れり。令義解に山城の鴨を天神とし。大倭葛木鴨を神祇としたるも甚疑し。山城の鴨は別雷神社一に若雷と称する故に天神としたるならん。然れども其創建に遡れば。大倭の京にてありし時は。山背は吉野と同じく。青垣山の外の平野にて。此に天社を建られたることは不審なり。思うに大倭の大ニ輪社の如き。山城の国社なるべし。平安奠都の後は。其国の産土神なれば。別段に尊敬せられしことと覚ゆ。凡諸神社祭神の説は神道晦みたる後の附会なれば。紛々として影を捉うが如し。姓氏録に素戔嗚は天神。天穗日は天孫。宗像三女は地祇とするが如く。不倫甚だし。此くいう故に神祇は人鬼を崇拜するものの如くなりて。益神道の本旨を失いたり。

### 神道に人鬼を崇拜せず

神道に人鬼を崇拜することは。古書に絶えてなきことなり。伊勢太神宮は固より大廟に非ず。忍穂耳尊社の豊前

香春かほるにあるは後に并ずべし。次て瓊々杵尊の日向可愛山陵。彦火出見尊の日向高屋山陵。鷓莩草葺不合尊の日向吾平山陵は。並に延喜式に無陵戸とありて。又「神代三陵。於「山城国葛野郡田邑陵南原」祭之。其兆域東西一町。南北一町」とあり。是は何代に築かれしにや。日向の遠隔なるを以て。陵代を作りて祭られし故に。日向三陵は守戸もなく。終つひに其処も知れぬ様に移果うつはてたり。可愛山陵は薩摩額姓郡に。高屋山陵は同国阿多郡加世田郷鷹屋に在べきなり且田邑陵は神社には非ず。墓祭りをなす所なり。是が神道の風なるべし。故に神武帝の畝傍山陵も神社を建てず。綏靖帝以後歴代の天子を神社に祠りたることなし。八幡大菩薩を神功皇后じんくう神天皇というは。仏説の入たる後の事なり。是は別に説あり。続日本後紀。承和七年五月藤原吉野の議に。「山陵猶宗廟也。縦無宗廟者。臣子何処仰」といえり。此の如く天子に神社を建る例なきに。臣下には神社を建て。朝廷より祭らるることは。断々あるべきに非ず。あるは後世の神社に祭神を附会したるより誤られ。終つひに神社は人鬼を崇拜する祠堂の如く思いたるのみ。近比ちかじろに至り。撰津住吉社を埃及波斯の塚穴堂に類すという説あり。其は古史を知らぬ人の誤りなり。たとえ古代塚穴に社殿を建る俗あるとも。住吉の三神は筑紫博多を本社とす。神功皇后征韓の還りに。務古水門むこのみなと戸今の神附近に建られ。仁徳帝の比。墨江には創建せり。雑志第十四号に詳なり三神社を並べ祠たるが墓堂に似たるも。此地に表・中・底筒男の墓あるべきに非ず。余往年信濃上諏訪社に詣り。宝殿の様を見るに。甚はなはだ墓堂に似たり。されども。諏訪は健御名方命たけみなたかたの領国にて。上諏訪社にて湖東を治め。下諏訪社にて湖西を治めたる跡なるべし。其社を神名帳に南方富神社みななたかみとあり富は刀売とめなり。健南方命の其女をして天神を齋いかせしめしに因よりて称するなり。建築の様を望みて墓穴の堂と思うは僻見なり。後に奥津兼戸の風俗を述ぶると并せ考つべし。

神道に宗廟なし。太神宮を大廟と称するは甚しき誤謬なれども。世にかりそめに此く唱える人もあり。韓土にも之に似たることあり。東国通鑑に。「百濟始祖十七年漢元寿元年といふ立国母廟」とあるを熟考するに。我太神宮の如き宮と思わるれども。高麗の末となりて。此く誤解したるならん。我諸神社にも是に似たる誤解は甚多し。大国魂社大神社等は。大己貴其人を祭るに非ず。大己貴命国を造り。其地に建たる社殿にて。すべて天社国社も同例なり。

故に。国造を国の宮つこと云。此は歴史の考究に甚<sup>はなはた</sup>肝要なることにて。古代国県の分割。造別受領の蹟を徴すべし。例えば豊前国香春神社は。神名帳に。田川郡<sup>並</sup>に辛国息長大姫大目命神社。忍骨神社。豊比咩命神社とある三座にて。辛国は韓国なり。息長大姫大目命は以前の領主にて。忍穂耳尊新羅<sup>しんら</sup>より渡り。此を行在として西国を征定せられ。後に豊姫の受領せし地と思わる。雑誌第十一号星野社殿は其政事堂なり。土佐香美郡に天忍穂別神社あり。別は造別の別なり。紀の景行帝の巻に。「古今之時。謂諸国之別者。即其別王之苗裔焉」とあるにて知るべし。此も忍穂耳尊豊前より上洛の途次に。しばし駐蹕<sup>じつひつ</sup>ありし地なるべし。凡神社は古時国県の政事堂なり。神名帳大和に添御県坐神社。葛木御県坤社。志貴御県坐神社。高市御県神社等あり。猶後世<sup>なご</sup>の郡家の如し。美濃に又比奈守<sup>ひなもり</sup>神<sup>ひなもり</sup>見あり。比奈守は。紀の景行帝の巻に。「巡狩筑紫国。始到夷守。乃遣兄夷守・弟夷守二人令覩。乃弟夷守還来而諮之。」曰諸県君泉媛<sup>日向諸</sup>とある夷守に同じ。魏志に「到对馬国。其大官曰卑狗。副曰卑奴母離。云云。至一支国。岐官亦曰卑狗。副曰卑奴母離」とあり。卑狗は彦なり。卑奴母離は比奈守なれば。彦は後の莊司地頭の如く。比奈守は莊下司地頭代の如し。是某彦某姫社若くは夷守社等は。領主の建たる祭政一致の政事堂にて。某県社某県坐神社と其義一なり。

又倭文・物部・服部・兵主・楯縫・玉造・鏡作等の神社は。各伴部の地に建たる社にて。久米郡麻績郡忌部村などと謂が如く。後世の莊衛に同じ。前にもいうが如く。宗像社は。筑前風土記に拠るに天照大神の三女。筑紫に身形部を領し。鏡玉を表として韓土往返の津に建たる三社なり。大和石上坐布留御魂神社は。垂仁帝の時に建られたる武庫にて。中に節靈宝剣<sup>ふししの</sup>をも納めたれば。之を神体として石上社は建たり。前條に挙たる天香山社は。神を祭る瓮を造る土を出す山なるを以て。往古より祠られたる社なり。常陸風土記に。鹿島郡の鉄鉞を鹿島社頭として採掘を停めたるも。同じ政略なるを知るべし。総て上古の神社は皆此の如き原由にて建たるなり。神魂・高魂社を始め。皆神代に国土を開きたる人の創建したる社なりと見れば。神名帳諸社の起りは氷釈すべし。尽く祭天の堂に外な

らず。然るを其社号に泥みて祭神の名と誤るより。天神地祇の混雜を生じ。人鬼を祭る靈廟にまぎれ。神道の主旨乱れて。遂に謀叛人の藤原広嗣を松浦社に祭り。大臣の菅原道真を天満宮と崇めて。天子も膝を屈め給う。歴代の天子は一も神社に祭ることなきに。却て補佐大臣より一郡一邑の長までも神に化するは。冠履倒装の甚しきなり。末世の拘忌より。狐を祠りて稻荷とし。蛇を祠りて市杵島姫とし。鼠を崇めて大己貴神と謂うが如きは。凡下流俗の迷ひにて。論ずるに足らざれども。其紐端を啓きたるは。天神より強て地祇を別ちて。遂に人鬼を混淆し。此く乱れたるなり。仏法の入らぬ以前。陵墓に厚葬の風はあれども。人鬼を崇拜することなく。宗廟の祭もなく。惟大神を祭るを神道とす。是日本固有の風俗なり。

### 神は不浄を惡む

神に事えるには清浄を先として。穢惡を忌嫌うは。神道の主旨なり。紀一書に。諾尊の冉尊殯殯の所より還り。〔吾前到於不須也凶目汚穢之處。故当三滌去吾身之濁穢。則往至三筑紫日向小戸橘之木原。而被除焉。遂將滌身之所汚云云〕とありて。海神住吉神は現生し。又天照大神月読尊素戔嗚尊の三貴子生れ給えり。記も。素戔嗚尊の大神新嘗に当り。祭殿に放屎し。馬を逆剥して齋服殿に投納れたるは。神道破滅。尚武鎮圧の主義と思わる。因て大神位を遜れて窟戸に入給うに至れり。神道に触穢を忌むことの至嚴なる此の如し。魏志東夷伝に。〔始死。停喪十日。當時不食肉。喪主哭泣。他人就歌舞。謀のここと飲酒。已葬。挙家詣水中。澡浴。以如練沐〕とあれば。只中国のみならず。西国まで一般の風俗皆然り。此風に原つきて。清浄を以て神に仕える式は定まり。所謂る天清浄地清浄。内外清浄。六根清浄は。敬神の主要たり。神祇令に。散齋の内より〔不<sub>レ</sub>得<sub>下</sub>弔<sub>レ</sub>喪問<sub>レ</sub>病食<sub>レ</sub>肉。亦不<sub>レ</sub>判<sub>二</sub>刑殺<sub>二</sub>不<sub>三</sub>決<sub>二</sub>罰罪人<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>作<sub>二</sub>音楽<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>預<sub>二</sub>穢惡之事<sub>一</sub>〕とあり。義解に〔謂。穢惡者不<sub>レ</sub>淨之物。鬼神所<sub>レ</sub>惡也。〕と解せり。因て三代格に。齋月齋日に弔喪問病判署刑殺文書決罰食六預穢惡を六條の禁忌と云。邦人の肉食を嫌うも。か

かる習慣より来ることなるべし。後漢書東夷伝倭魏志も同じにも。「行来度ルニ海。令下一人。不レ櫛沐。不レ食レ肉。不レ近レ婦人。名曰「持衰」と見え。格にも。神社の境内附近にて。屠割狩獵牧牛馬を禁忌する等を考合すべし。足利時代まで忌のことをすべて触穢と云。死喪大祭戦争等には朝を輟やめ。音素雜訴評定を停とめ。行刑を停とむるを法とす。徳川時代にて。喪には鳴物を停とむ。俗に御停止と云是なり。又産穢血荒踏合等ありて。出仕を忌避るは。皆神道の遺風なり。

諸穢中に於て尤も忌嫌うはは死穢なり。古代に人死すれば。其屋を不浄に穢れたりとて棄たり。紀の一書。素戔嗚尊の新羅より杉檜杼樟椀等の種を日本に植しむる條に。「被ま可三以レ為二顯見蒼生・奥津棄戸將レ臥之具」とあり。奥津の津は助詞なり。奥とは死人の臥したる奥の間にして。棄戸とは被を以て棺を製し。死人を斂れんし。其処に遺骸を置て棄去りたるなり。陵墓は家の貧富に依じて厚葬の風なれども。殯斂葬埋には專業人ありて執行とりおこなたることならん。後世に穢多えの起りもかかる風俗より生じたることなるべし。又歴代天皇の必ず宮殿を遷さるるも。奥津棄戸に原由したることなるべし。格の弘仁五年六月太政官符に。「檢二天平十年西曆七百三十八年五月廿八日格。国司任意。改二造館舍。儻有二人病死。諱惡不二肯居住」と見ゆれば。其時代までも此風俗は存したり。韓土も同じ風俗なり。紀の皇極天皇元年五月の條に。「凡百済新羅風俗。有二死亡者。雖二父母兄弟夫婦姉妹。永不二自看。以レ此觀。無慈之甚。豈別レ禽獸」と見ゆ。其比日本は死を忌嫌ひ親戚皆棄去る風は熄やたれども。親しく神社に近づきて事つかえる家は。猶此風は嚴重に行われたり。其証は北島氏文書の貞治四年南朝正平二十年。西十月。出雲国造貞孝北島の祖なり自安に。「自二囊祖宮向宿禰人体始。至二資孝四十代。皆止二亡喪禮之儀。打二越于神魂社。隔十令三相二統神火神水之時。国衙案主・税所・神子神人等令二參集。奏二舞樂。遂二次第之神役。令下一人相中伝神職上也。而彼孝宗者。五体不具。親父孝宗死去之時。荷二入棺。拾二遺骨。為二触穢不浄之間。不レ可レ奉三近二付于神体之條。無二其隱云云」とあれば。国造大宮司祭主神主などの家は。親の葬礼をも打止め。国司立会にて。被除し。神火神水相続の式礼を挙行したる有様は。彼百



濟新羅に異ならざるを知る。神事に濁穢を忌嫌いみぎらつにつきて。祓除はらひの法も生じ。就つては古來種々の歴史も多く生じて。弊害も亦多かりし。此に其一を挙げん。貞治より少し降り。康暦元年南朝天授五年。再は伊勢外宮の改造久しく期を過ぎたる末にて。十二月廿六日いよいよ遷宮式を挙行せんとするに。禁裏の御衰日なりと。前関白准后二條良基の沙汰にて。又延引したる時。迎陽記に父の参議東坊城長綱の物語を記して曰。「略不前憚二御身之慎一。被レ遂二尊神之礼一者。更不レ可有二其咎一。還可レ有二冥感一。前賢所為有二如此事一。中院禅閣正和興福寺供養。已欲レ出レ車之処。或者投二入生頭於車中一。見二告之一。事可レ被レ行レ哉。可レ被レ延引之由。申之輩有レ之。大義不レ可レ憚レ少。興福寺供養。依二此事一延引。天下之口遊不レ可レ遁歟。所二寄清祓一。可レ遂二供養之由被レ申。于レ今為二美談者也一云云とあるにて。神事に穢を忌避け。少しの出来事にて。大儀を延引することなど。数々ありたるを知るべし。神事にあづかるときは。常人さへ此の如し。まして神に仕へるを常職とする人は。死穢を忌嫌いみぎらつこと甚はなはた嚴なるべきに。時世移りて。今は神職の葬儀を主つかさどることまでなりたるは。神道の本義に於て甚はなはた如何なることなり。

### 祓除は古の政刑

神道は穢悪を惡む至て嚴なる故に。祓除を行い。身を清淨にして神に事つかえるを大主旨とせり。上古神宮皇居を別たざりし時代に於て。朝廷の有様は。後の伊勢神宮の如きものなりと想像すべし。国造伴造の分轄する国県の府治も。尽つくく其式に倣ない。因よて諸国に天社国社は設けたり。其天社国社に於て取扱つ事は。年々新嘗祭即後の氏をなして報本の意を表し。祓除を行いて攘災招福をなすに外ならず。故に臣民みな毎年農桑諸業より収めたる。粟米布帛等を撰みて神に奉納す。之をみつぎと云。後世に御初穂という是なり。災害若もしくは罪過に因よて。祓除の料を納むるをあがものと云。猶後の贖罪金の如し。朝廷国県の経済皆是にて立ち。刑罰も是に依りたり。是を祭政

一致の治とするなり。被除の起りは甚古し。諾冉二尊も筑紫橘小戸の被除あり。魏志に「詣水中澡浴」と記す。並に前に蓋し神道と共に邈古より来りたることなるべし。其法は中臣家に伝わる書紀一書天岩窟に。「天兒屋命。則以神祝祝之」と。又「掌其解除之太諱辞」とあり。今の中臣被は其諱辞にて。原文は簡古なりしを。文武帝の朝に柿本人麻呂修潤したる文なりと云。衆人の前にて。再三反復し誦する詞に。甚古拙なる所あれば。人の誠敬を損ずる故なるべし神の供物は齋部家にて掌る。古語拾遺に。「命太玉命率諸部神造和幣」と。又「宜太玉命率諸部神供奉其職如天上儀」天上は天朝の義と見るべしとありて。又神武の朝に「其裔孫天富命率供作諸氏造作大幣」と。又「宮内立蔵。令下齋部氏永任其職」とある等にて見るべし。神宮皇居の別れたる後は。調貢の法も改まりて。此蔵は齋蔵・内蔵・大蔵の三蔵に分れ大宝令に大蔵省あり。内蔵寮あり。又齋蔵は神祇官にありて。被除の贖物を納めたるなるべし。

被除の主旨は。支体を清め。心を清め。清浄なる天地に呼吸するに非ざれば。靈顯なる天神の加護を蒙り得ずとの旨なり。是宗教の善根懺悔に近し。されども此旨につきて別に心身を清くする教文もなく。因て世に誘善利生の方を述べたる教典もなし。本居宜長は神ながら言拳せぬ国と誇れども。言拳せぬにて神道宗教をなす程の力なきこと。明かなり。而して右に説たる如く。古は被除を政治の本となし。刑罰も是に因て行えり。素戔嗚尊神の御田に重播・毀畔・埋溝・挿籤したるつえに。大嘗殿を穢し。重々の罪を犯したるは。神道破滅を主張したる所為にて。天照大神も御位を遜れんとするに至りしに。諸大臣等尽く服せず。天安河の會議にて。大神の復位を勧め。素戔嗚尊に重罪を科したるは。是国是一定して。皇室の安固したる根抵なり。国史に於て最重要の節にて。神道の最功力ある処とす。此時尊に「科之以千座置戸」とは。釈日本紀に。「私記曰。座是置物之名也。言置積被物者。正是千処也。置戸者。是積置此千処之物。便為其戸。令下罪人出其中。故云置戸也」と釈せり。余は千処の齋被を科したるにて。戸又

「至拔髮以贖其罪。亦曰拔其手足之爪購之」とあるは。亦曰の文を是とすべし。其は一書に「已而科罪於素戔嗚尊。而責其被。是以有手端吉棄物。足端凶棄物」とも。又「即科素戔嗚尊千座置戸之解除。以手爪為吉爪

棄物。以足爪為凶爪棄物。乃使天兒屋命掌其解除之太諱辭而宣之焉。是は中臣氏の記録に拠たるものと覚えたり齋部氏の記録を并せ考つれば。其賜物は彼氏の齋蔵に納むべし人慎収己爪者。此其縁也」とあるに合えばなり。古より貴人には死刑を行いたる例なし。蓋解除の科に輕重の差等あるまでのことなるべし。其解除には。必ず吉凶の両ツを重科す。紀の履中帝五年に。「則負惡解除・善解除而出於長渚崎令被禊」と見え。三代格延曆二十年五月十四日に至りて。大・中・小被の物を定めらる。其詔に「承前。神事有犯。科被贖罪。菩惡二被。重科一人。條例已繁。輸物亦多。事傷苛細。深損黎元。仍令弛張立例」とあれば。平安京の初めに至り。始めて兩科を一重に改められたり。

### 神道の弊

天地は活世界なり。循環して息まず。常に新陳代謝しつつ進めり。故に其中に棲息する万物万事。みな榮枯盛衰をなし。少し活動を失いたる停滞物は。頓て廢滅に歸すること。皆人の眼前觀察する所なり。故に久くして弊れざるものはなし。日本の創世は神道より成り。皇基は是に因りて奠定したる主要の節目は。前に述べたる條々に略せり。夫も数千年間に漸々と修正改進したる結果なるべく。神武帝の檀原に神人一致の政治を建給いし時も。多少改革ありたるならん。亦九世を経て。時運益進み。崇神の朝に。神宮皇居を別けられたれば。神物官物も別れ。従いて齋蔵官倉も別れ。調貢の法も改まり。政治兵刑みな改まらざるを得ざれども。古來沿習の余勢あれば。猶祭政一致の制によりて。漸々と變じたるは見易き情実にて。そは歴史上にも概見する所なり。三韓服屬し。応神・仁徳の兩盛代を経て。履仲・反正・允恭三朝に移る比には。已に刑罰の变革したるを見る。武内宿禰甘内宿禰兄弟権を争いたる時。くかたち「探湯」をなしたり。允恭帝群卿国造の氏姓即諱詐冒を改正の時も。「諸氏姓人等沐浴齋戒。各為盟神探湯。則於味檀丘之辞禍戸碑。坐探湯瓮而引諸人令赴曰。得実則全。偽者必害。或逕納釜煮沸。攘手探湯。二云云。詐者愕然之。予退無進」とあれば。探湯は神に要して。詐偽者を發覺する。鞠訊法なるべし。是当

時に盛んに行われたることと見えて。北史（東夷倭傳）に。「毎レ訊<sub>レ</sub>冤獄。不<sub>レ</sub>承引<sub>レ</sub>者。以<sub>レ</sub>木压<sub>レ</sub>膝。或張<sub>レ</sub>強弓。以<sub>レ</sub>弦鋸<sub>レ</sub>其項。或置<sub>レ</sub>小石於沸湯中。令<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>競者探<sub>レ</sub>之。或置<sub>レ</sub>蛇瓮中。令<sub>レ</sub>取<sub>レ</sub>之。曲者即螫」とあり。是は西国筋の事を觀察のままに記したることならん。諸国の国造（くこのみやじのまやうじ）伴造等支配下には。頗る惨酷（さいごう）の法も行われたらん。継体帝二十四年に。「爰以下日本人与<sub>レ</sub>任那人。頻以<sub>レ</sub>兒息。諍訟難<sub>レ</sub>決。元無<sub>（中能判上）</sub>能判。毛野臣（けののおみ）樂置誓湯曰。実者不<sub>レ</sub>爛。虚者必爛。是以投<sub>レ</sub>湯爛死者衆」とありて。我朝の任那諸国に人心を失いたるは。其等の暴政に由るものなり。此時代人智漸く開け。既に神道にては治むべからず。因て儒学を講じ。亦仏教も流入せんとす。履中帝の時に。安曇連浜子が仲皇子に徒党したる巨魁なるを以て。事平ぐの後詔して。「將<sub>レ</sub>傾<sub>レ</sub>国家<sub>レ</sub>罪当<sub>レ</sub>死。然垂<sub>レ</sub>大恩。而免<sub>レ</sub>死科<sub>レ</sub>墨。即日黥<sub>レ</sub>之」と見え。又允恭の忍阪姫皇后も。「赦<sub>レ</sub>鬪鷄国造死刑。貶<sub>レ</sub>其姓<sub>レ</sub>謂<sub>レ</sub>稻置」と見ゆ。其年に為<sub>レ</sub>皇后。定<sub>レ</sub>刑部とあれば。已に死刑其他の刑名も生じたり。但し黥は貶等にて。甘内宿禰の紀直に賜い。鬪鷄国造を稻置に貶する類にして。黥の刑はなきことなるべし。履中五年に。「伊弉諾神託祝曰。不堪<sub>レ</sub>血臭<sub>レ</sub>矣。因以<sub>レ</sub>卜<sub>レ</sub>之兆云。惡<sub>レ</sub>餉部等黥之氣。故自<sub>レ</sub>是後頓絶以<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>黥<sub>レ</sub>餉部<sub>（レ）</sub>而止之」とあり。記の安康の條に。「面黥老人来。我者山代之猪甘也」とあるを見れば。廝養の諸部は黥する習法なることを知るべし。支那歴史の記する所によれば。日本の古は文身の俗なるに。今は東国の賤民に文身俗を存するまでにて。西国には却て其俗なきは。かかる由縁にて自然に黥を廢したることなるべし。崇神の朝に神人別れてより。履中帝まで七世を経たれば。時運已に進み。神道の弊を生じたるを見る。

人智の開進して。学芸鬱興し。上下の生活益満足なる時代となれば。祭政一致の政に依頼し。太占（ふとまに）を以て神慮を迎えて事を断じ。諄辞を以て解除をなして刑罰をなすまでにては。国の治安を保べからず。此時となりては。旧来これに浸染したる風俗には亦紐習を存して。洗除するに困むことあるは必然の理なり。紀の孝德帝大化二年三月甲申の詔に。「有<sub>（下）</sub>被<sub>レ</sub>役<sub>レ</sub>辺畔<sub>（上）</sub>民。事畢還<sub>レ</sub>郷之曰。忽然得<sub>レ</sub>疾。臥<sub>レ</sub>死路頭。於是路頭之家。乃謂<sub>レ</sub>之曰。何故使<sub>レ</sub>人死<sub>（二）</sub>

於余路。因留<sup>レ</sup>死者友伴。使<sup>二</sup>被除<sup>一</sup>。由<sup>レ</sup>是兄雖<sup>三</sup>臥<sup>二</sup>死於路<sup>一</sup>。其弟不<sup>レ</sup>収者多。其弊<sup>二</sup>復有<sup>二</sup>百姓<sup>一</sup>溺<sup>二</sup>死於河<sup>一</sup>。逢者乃<sup>レ</sup>謂<sup>レ</sup>之曰。何故於<sup>レ</sup>我使<sup>レ</sup>遇<sup>二</sup>溺人<sup>一</sup>。因留<sup>二</sup>溺者友伴<sup>一</sup>。強使<sup>二</sup>被除<sup>一</sup>。由<sup>レ</sup>是兄雖<sup>三</sup>溺<sup>二</sup>死於河<sup>一</sup>。其弟不<sup>レ</sup>救者衆。其弊<sup>二</sup>復有<sup>二</sup>被<sup>レ</sup>役<sup>一</sup>之民。路頭炊<sup>レ</sup>飯。於<sup>レ</sup>是路頭之家乃謂<sup>レ</sup>之曰。何故任<sup>レ</sup>情炊<sup>二</sup>飯余路<sup>一</sup>。強使<sup>二</sup>被除<sup>一</sup>。其弊<sup>三</sup>。復有<sup>二</sup>百姓<sup>一</sup>。就<sup>レ</sup>他借<sup>レ</sup>甑炊<sup>レ</sup>飯。其甑触<sup>レ</sup>物而覆。於<sup>レ</sup>是甑主乃使<sup>二</sup>被除<sup>一</sup>。其弊<sup>四</sup>如<sup>二</sup>是等類<sup>一</sup>。愚俗所<sup>レ</sup>染。今悉除斷<sup>一</sup>とあるは。是今の警察違<sup>レ</sup>註<sup>レ</sup>罪に科する贖錢をば。人民相互に科徴したるなり。神道の死穢不<sup>レ</sup>浄を忌嫌い。事に触<sup>レ</sup>れ端に就きて被除を強索する晒習は。千二百年前まで存して。其時旅行の困難思<sup>レ</sup>いやられたり。公役にて已<sup>レ</sup>を得ざるの外は。郡郷の往来交通絶えて。猶歲月を經るならば。国の繁盛なる道は頓に塞り果てん。此時に当り。仏教僧徒等宣教の方便によりて。郡郷を巡りて。道路橋梁を修架せしめ。池溝を開き。往来を通し。生産工芸を教<sup>レ</sup>えたる功は。歴史に歴々と記載し。文武元明の朝に至り。始めて貨幣を鑄造し。諸国に令して米を行旅に売らしめ。終に奈良の盛治を見るに至りたり。其大恩は永く忘却すべからず。

### 儒学仏教陰陽道の伝播

神道の日本を襁褓<sup>むつき</sup>の裏に育成して。国体を定め皇統を始めたは。其最功力ある時代なりとす。然れども成長の後に。時運の進みて。大陸地に万般の学芸鬱興すれば。我国にも輸入して。益<sup>ますます</sup>開進せざるべからず。漢の朝鮮を滅ぼし。平壤に带方郡を置くに当り。我西国より交通する者三十余国に及び。筑紫伊都津を開き。彼郡よりも使節館を建たれば。通訳の人もなかるべからず。漢字も講せざるべからず。崇神帝の末には。加羅国地を獻じて内属し。任那府を韓土に置れたり。此時已<sup>すで</sup>に祭政一致にて治むべからず。必ず漢の儒学は輸入したらん。更に遡りて考うれば。秦人馬韓に移住して辰韓を成し。少名彦命の海を航し来りて。大己貴神と共に国を造り。医療禁厭の法を教<sup>レ</sup>えたる時より。漢学ははや入たるならん。時代は書紀の紀年。心神帝百濟より博士を召し。皇子に論語千字文を授けし

め給<sup>たま</sup>いしは儒学の宮中まで上りたるなり。其時の儒学は固<sup>もと</sup>より朱子学に非<sup>あら</sup>ず。亦唐の註疏にも非<sup>あら</sup>ず。大抵晋末に当れば。何晏の集解にて修身よりは寧ろ政治学に近し。其後継体帝の朝に五経博士を召され。天智帝以後隋唐の学を主用せらる。皆政治学なり。神道とは其用を異にす。而して儒学の最も主張する天地の郊祀宗廟の禘縕等は。一も用ふるなくして。猶古来の神道祭天の俗に従われたるは其慮る所甚深し。神道を説くものの特に着眼すべき要点なり。

然れども神道は誘善利生の教典なきのみならず。攘災招福にも欠典を感じたらん。因て漢学の伝播に従いて。陰陽道も入たるならん。是は漢代盛んに行われたる讖緯書に本づく者なり。北史に「百濟知<sup>三</sup>医薬・蒼龜。与<sup>二</sup>相術・陰陽五行法<sup>一</sup>とあれば。必ず此国を経て輸入したらん」と覚ゆ。紀の推古帝十年に。「百濟僧觀勒來之。仍貢<sup>三</sup>曆本。及天文地理書。并遁甲方術之書<sup>一</sup>也。是時選<sup>三</sup>書生<sup>二</sup>三四人<sup>一</sup>。以俾<sup>三</sup>学<sup>二</sup>習於觀勒<sup>一</sup>矣。云云。大友村主高聰学<sup>三</sup>天文遁甲<sup>二</sup>以成<sup>レ</sup>業<sup>一</sup>とあり。三代格に。陰陽道は周易・新撰陰陽書・黄帝金匱・五行大義等を主用す。易は五經の一にて。継体の朝已<sup>すて</sup>に学に立たり。緯書の伝わること必早からん。古事記及び書紀の一書を熟看するに。神代卷には陰陽説及び周時の風俗に附会したる痕跡をまま発見す。蓋漢学已<sup>すて</sup>に入り。仏教まだ伝わらぬ際に於て。緯書其他の方術を以て。未来を前知し。災害を避ることを講じたる結果なるべし。是も亦一時の氣運にして。久しきを経て弊れ。今も民俗に存する陋習は。神道仏教よりも。陰陽説より出たる拘忌甚多し。

儒学は只現在を論ず。陰陽道の未然を知るも。誘善利生の旨に乏し。仏教の三生因果を説くは。神道の襤褸<sup>むじき</sup>を離れて。心理を開闡するに。倔強の教なり。其支那に伝播したるは。我倭奴国の使洛陽に至りし比<sup>ころ</sup>に端を開き。神功皇后征韓の比は。已<sup>すて</sup>に盛んに行われ。応神帝の比には。高麗百濟に流布したり。其後三韓の往来頻繁になり。筑紫中国筋に流入りたるは必ず早からん。史乗に見えたるは継体帝の朝に始まる。欽明帝戊午歲<sup>法王帝説に拠る。書紀の紀に至</sup>り。遂に断然と百濟より仏典佛像の献を受給えり。彼是国に後るる百五十年なり。文明の競進より論ずれば遅鈍な

りとすれども。国の旧俗を守るに厚く。急遽に外教に移らざるは。日本人の氣象にして。国体の堅固なる由縁なり。仏教者は因て実相真如の体は我熱信する天神なることを示し。本地垂跡の理を説たるを以て。衆心靡然として之に帰依し。敬神の心を移して。并せて崇仏に注ぎ。二百年を経て敬神崇仏の国となり。仏教の研闡は他国に超越するに至りたるは。歴史上に於て国の光輝と謂て可なり。仏教の入りたる後は。神社と仏寺と。並に崇敬せられて勝劣なきは。歴史に明白なり。仏に偏して神に疎なりと思はるは僻める説なり。但し仏教も久しきを経るに從いて扭れたり。委しくは他日を待て論ぜん。若又神道にのみ僻し。今日まで神道のみにて推來るならば。日本の不幸は実に甚しからん。前條に挙たる大化二年の詔を一顧すべし。崇神帝以後數百年間に。神道の國民を教化したる結果は如何なるぞ。續紀神龜二年七月の詔に。「今聞諸國神祇。社内有穢襲。及放雜畜。敬神之礼。豈如是乎。宜國司長官自執幣帛。慎到清淨。常為中歲事」と。又天平二年九月の詔に。「安芸國周芳國人等。妄說禍福。多集人衆。妖祠死魂云有所祈。近京左側山原。聚集多人妖言惑衆。多則万人少乃數千」とあり。かかる人民を開誘する爲めに。唐韓諸國の皆弘むる仏教の方便に依らずして。經典さへ備わらぬ神道の古俗に任せたらば。全国今に蒙味の野民に止まり。台湾の生蕃と一般ならんのみ。

神道の日本を育成したるは慈母の恩あり。されども成人の後まで。永く母の左右にのみ居るべからず。総て地球諸國みな神道の中より出て。種々に變化したれども。國本を維持して。順序よく進化したるは日本のみなり。神道の時に定りたる國帝を奉じて。敢て變改せず。神道の古俗を存して。敢て廢棄せず。かの新陳代謝の活世界を通過し。時運にも後れざればなり。凡國には主宰者を立てて。政務の本を統べざるべからず。此至尊なる位は斷じて人事を以て定め難し。智愚賢不肖を択まず。只其創世に當り。純に天神を信したる時に於て。神意とて定めたる君主を。國のあらん限り。永遠に奉ずべし。此外に萬古不易の國基を定むる方法はなし。日本人民は天神の子孫を。天日嗣に奉じ。少しも心を變ぜず。其日嗣の天子に惡徳の君は一代もなく。又系統の絶える不幸にも逢はず。九世親尽たる疎遠の系

統。に。此。位。を。伝。う。不。幸。に。さ。い。逢。わ。ず。し。て。今。日。に。至。る。は。誠。に。人。力。に。は。非。じ。天。神。の。加。護。を。忘。る。べ。か。ら。ず。他。国。を。見。
 よ。尽。く。人。事。の。麤。忽。に。て。国。祚。を。変。更。し。た。れ。ば。帝。位。は。国。民。の。競。争。物。と。な。り。常。に。国。基。を。安。定。す。る。に。辛。苦。し。つ。つ。経。過。す。
 る。に。非。ず。や。我。国。の。万。代。一。系。の。君。を。奉。ず。る。は。此。地。球。上。に。又。得。ら。れ。ぬ。歴。史。な。り。其。誇。る。べ。き。国。体。を。保。存。す。る。に。は。
 時。運。に。応。じ。て。順。序。よ。く。進。化。し。て。こ。そ。皇。室。も。益。尊。榮。な。る。べ。け。れ。国。家。も。益。強。盛。と。な。る。べ。け。れ。世。に。は。一。生。神。代。卷。
 の。み。を。講。じ。て。言。甲。斐。な。く。も。国。体。の。神。道。に。創。り。た。れ。ば。と。て。い。つ。迄。も。其。襁。褓。の。裏。に。あ。り。て。祭。政。一。致。の。国。に。棲。息。
 せ。ん。と。希。望。す。る。者。も。あ。り。此。活。動。世。界。に。千。余。百。年。間。長。進。せ。ざ。る。物。は。新。陳。代。謝。の。機。能。に。催。さ。れ。て。秋。の。木。葉。と。共。
 に。揺。落。さ。る。べ。し。或。は。神。道。を。学。理。に。て。論。ず。れ。ば。国。体。を。損。ず。と。憐。れ。慕。な。く。謂。も。の。も。あ。り。国。体。も。皇。室。も。此。く。薄。
 弱。な。る。朽。索。に。て。維。持。し。た。り。と。思。う。か。歴。朝。の。烈。を。積。み。其。神。道。の。中。よ。り。出。た。る。国。を。養。成。せ。ら。れ。た。る。百。二。十。余。代。の。
 功。徳。は。染。み。て。人。心。に。あ。り。其。間。に。他。の。諸。国。一。度。国。本。を。変。動。し。再。び。復。す。べ。か。ら。ず。革。命。の。禍。を。痛。嘆。し。た。る。歴。史。を。
 経。過。し。た。れ。ば。最。早。皇。綱。は。安。固。な。り。此。に。觀。察。し。て。益。盛。大。富。強。を。図。る。べ。し。徒。に。太。神。宮。の。余。烈。に。の。み。頼。む。は。亦。
 是。秋。の。木。葉。の。類。な。る。べ。し。余。既。に。神。道。の。大。本。に。就。て。其。国。体。と。共。に。永。遠。に。保。存。す。べ。き。綱。領。と。国。民。に。浸。潤。し。た。る。美。
 風。と。を。論。述。し。た。り。其。他。の。廢。朽。に。属。す。る。枝。葉。と。中。世。以。来。の。謬。説。と。は。本。を。振。し。葉。を。落。し。て。本。幹。を。傷。害。せ。ざ。る。様。
 に。す。べ。し。是。亦。国。家。に。對。す。る。緊。要。の。務。め。な。り。

(明治二十四年十一月「史学会雑誌」第二三丁五号)

- 『明治文学全集』第七八巻、「明治史論集二」(筑摩書房、一九七六)所収。
- 読みやすさの為に振り仮名をつけた。
- PDF化するにあたり、旧漢字は新漢字に、旧仮名遣いは新仮名遣いに改めた。



• PDF化には $\text{\LaTeX}$ 2 $\epsilon$ でタイプセッティングを行い、`dvipdfmx`を使用した。

科学の古典文献の電子図書館「科学図書館」

<http://fomalhaut.web.infoseek.co.jp/sciencelib.html>

「科学図書館」に新しく収録した文献の案内、その他「科学図書館」に関する意見などは、

「科学図書館掲示板」

<http://6325.teacup.com/munehiroumeda/bbs>

を御覧いただくか、書き込みください。